

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 察 庁 丁 規 発 第 1 3 号
令 和 7 年 1 月 3 1 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

歩車分離式信号に関する指針の制定について（通達）

歩車分離式信号の整備については、「歩車分離式信号に関する指針の制定について（通達）」（令和6年3月26日付け警察庁丁規発第49号。以下「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、別添のとおり、「歩車分離式信号に関する指針」を改定したことから、各都道府県警察にあっては、本指針に基づき、歩行者等の安全を確保するため、歩車分離式信号の一層の整備推進に努められたい。

なお、旧通達については、廃止する。

歩車分離式信号に関する指針

1 目的

この指針は、信号交差点における歩行者等の安全を確保するため、標準的な交差点において歩車分離制御を導入し、運用する場合の一般的配意事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 歩行者等

歩行者、遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）並びに歩行者用交通信号灯器（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第1項又は同条第4項に規定する、人の形の記号を有する青色灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火を表示する灯器をいう。以下「歩行者用灯器」という。）の灯火に従うこととなる特定小型原動機付自転車及び自転車（以下「歩行者用灯器に従う車両」という。）をいう。

(2) 自動車等

歩行者用灯器に従う車両以外の車両をいう。

(3) 横断歩道等

横断歩道並びに横断歩道に併設される自転車横断帯及び横断歩道付近の道路の部分をいう。

(4) 歩車分離制御

歩行者等と自動車等の交錯が全く生じない信号表示又は歩行者等と自動車等の交錯が少ない信号表示により信号制御することをいう。

3 歩車分離制御の方式（付図参照）

(1) スクランブル方式

全ての方向の自動車等を同時に停止させている間に全ての方向の歩行者等を同時に横断させる方式であって、斜め方向の横断を認めるものをいう。

(2) 歩行者専用現示方式

全ての方向の自動車等を同時に停止させている間に全ての方向の歩行者等を同時に横断させる方式であって、斜め方向の横断を認めないものをいう。

(3) 右左折車両分離方式

歩行者等を横断させるときには同一方向に進行する自動車等を右左折させない方式をいい、主道路又は従道路のいずれかについて実施する場合を含む。

(4) 右折車両分離方式

歩行者等を横断させるときには同一方向に進行する自動車等を右折させない方式をいい、主道路又は従道路のいずれかについて実施する場合を含む。

4 指針

(1) 歩車分離制御の導入を検討すべき交差点

次の条件のいずれかに該当する場合は、歩車分離制御の導入を検討するものとする。

ア 歩車分離制御により防止することができたと考えられる事故（当該交差点で歩行者等が横断歩道等を横断中に発生した歩行者等対自動車等の交通事故のうち、右折流出部及び左折流出部で発生した事故で、歩行者等が第1当事者の事故及び自動車等の信号無視による事故を除いたものをいう。以下「歩車分離制御による防止可能事故」という。）が過去5年間で2件以上発生している場合（当該交差点において過去5年間に歩車分離制御による防止可能事故の対策として道路形状の改良、信号制御の見直し等があった場合は、その時点から2件以上発生している場合）、又はその危険性が高いと見込まれる場合。

イ 歩車分離制御による防止可能事故で死亡事故に至った場合。

ウ 公共施設等の付近又は通学路等において、生徒、児童、幼児、高齢者及び身体障害者等の交通の安全を確保する必要がある場合。

エ 自動車等の右左折交通量及び歩行者等の交通量が多く、歩車分離制御の導入により歩行者等横断時の安全性向上と交差点処理能力の改善を図ることができると認められる場合。

(2) 考慮すべき条件

対象交差点が次のいずれかに該当する場合は、歩車分離制御の効果と影響を総合的に勘案し、導入の適否を判断するものとする。

ア 歩車分離制御の導入により渋滞が悪化し、又は新たに渋滞が発生することによって、交通の円滑に著しい影響が及ぶと見込まれる場合。

イ 歩車分離制御の導入により信号の待ち時間が増加することによって、歩行者等又は自動車等の信号無視を誘発するおそれのある場合。

(3) 方式選定の考え方

歩車分離制御による防止可能事故の発生場所、発生形態、交差点の形状等に応じ、次により最も適切な方式を選定するものとする。

ア 事故が発生した横断歩道等の位置、事故発生形態及び事故発生時の信号現示を分析し、事故発生時の歩行者等及び自動車等の流線を特定することにより、当該流線の交錯が生じない方式を選択する。

例えば、全ての横断歩道等で右左折する自動車等と歩行者等の事故が発生している場合はスクランブル方式、歩行者専用現示方式又は右左折車両分離方式（全横断歩道）を、従道路を横断する横断歩道等において自動車等の右折時の事故が発生している場合は主道路側に右折車両分離方式（一部横断歩道）を採用する。

イ 右左折車両分離方式では右折及び左折専用の車両通行帯が、また、右折車両分離方式では右折専用の車両通行帯が必要となることから、対象交差点の形状に応じた方式を採用する。

なお、右左折専用の車両通行帯が確保されていない場合又は長さが十分でない場合、歩行者等の滞留スペースが狭い場合等、交差点の構造が歩車分離制御の導入に適していないと認められる場合は、改善措置が講じられた後、歩車分離制御を導入するものとする。

ウ 右折車両分離方式では、歩車分離されない横断歩道等において左折の矢印で左折する自動車等と歩行者等の交錯が生ずることから、主従道路の交差角及び左折部の曲率半径の関係等から左折時の自動車等の速度が低く、かつ、左折する自動車等から横断歩道等の見通しが確保されているなど、左折時の事故の危険性が低い交差点を対象とする。

(4) 歩車分離制御導入検討時において留意すべき事項

(2)及び(3)の検討に当たっては、以下の点に留意すること。また、歩車分離制御の導入後においても、継続的に渋滞や交通事故の発生状況を検証し、これらの交通実態に応じて信号のサイクル、スプリット及びオフセットをきめ細かく調整することにより、渋滞発生等の回避に努めること。

ア 事前の交通量を進行方向別、曜日別及び時間帯別に詳細に調査し、対象交差点及び隣接交差点の信号のサイクル、スプリット及びオフセットをきめ細かく調整し、工夫することにより、渋滞の発生を回避・緩和できないか検討すること。

イ 歩行者等交通量が比較的少ない交差点においては、押ボタンが押下されたときスクランブル方式又は歩行者専用現示方式（以下「スクランブル方式等」という。）の信号表示を行い、押ボタンが押下されないときは歩行者等横断のための専用現示を表示しない運用（以下「押ボタン式歩車分離制御」という。）を行うことで、歩車分離制御の導入に伴う交差点処理能力の低下を抑制できないか検討すること。

ウ 歩行者等交通量が比較的多い交差点においては、右折又は左折車両が横断歩行者等によって遮られることにより、交差点処理能力が低下している場合もあり、歩車分離制御の導入によって交差点処理能力向上する可能性があることに留意すること。

5 広報等

(1) 導入前の説明・広報

歩車分離制御の導入に当たっては、当該地域の住民、視覚障害者の団体等に対して事前に歩車分離制御の効果及び影響を説明し、理解を得ること。

また、導入に先立ち、当該交差点を利用する歩行者等及び運転者に対して、立て看板等により導入の時期、導入する方式（主道路又は従道路のいずれかについて歩車分離制御を実施する場合は、その方向を含む。）等を周知するほか、都道府県警察ウェブサイトでの広報を行うこと。

(2) 歩車分離制御導入箇所等の公表

歩車分離制御の導入箇所、制御方式、運用時間等について、都道府県警察ウェブサイトへ掲載し、視覚障害者に対する情報提供の充実を図ること。

なお、公表する情報にあっては定期的な更新を行い、現場の運用状況と乖離がないように努めること。

6 その他標示板等に対する留意事項

(1) スクランブル方式及び歩行者専用現示方式において留意すべき事項

ア スクランブル方式等で運用していることを周知するため標示板を信号柱、信号灯器等に設置する場合は、以下の例を参考とすること。

なお、標示板の形状、塗色等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）における「主要地点（114の2-A・B）」（以下「主要地点標識」という。）に準ずるものとする。

①スクランブル方式

スクランブル式

②歩行者専用現示方式

歩車分離式

イ 歩行者等交通量が比較的少ない時間帯において、押ボタン式歩車分離制御を行う場合は、以下に例示する標示板を歩行者等及び運転者から見やすい位置に設置するものとする。

なお、標示板の形状、塗色等については、主要地点標識に準ずるものとする。

夜間押ボタン式

**夜間押ボタン式
22時－6時**

**スクランブル式
21－翌5 押ボタン式**

**歩車分離式
22時－5時 押ボタン式**

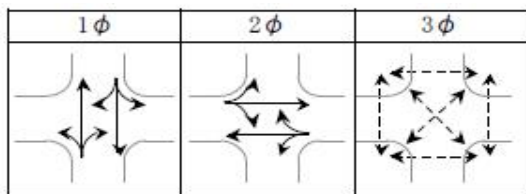
ウ スクランブル方式及び歩行者専用現示方式で運用する場合は、「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について（通達）」（令和6年3月26日付け警察庁丁規発第52号）に基づき視覚障害者用付加装置の設置を検討するものとする。

(2) 右左折車両分離方式において留意すべき事項

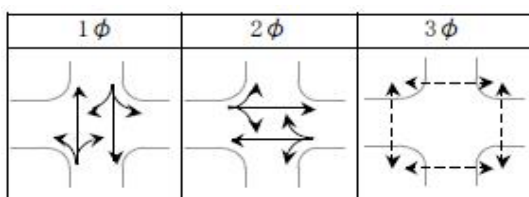
右左折車両分離方式において、左折専用の車両通行帯の駐停車車両が左折する自動車等の進行を阻害するおそれがあるときは、駐停車禁止の交通規制を実施するものとする。

付図 歩車分離制御の方式

1 スクランブル方式

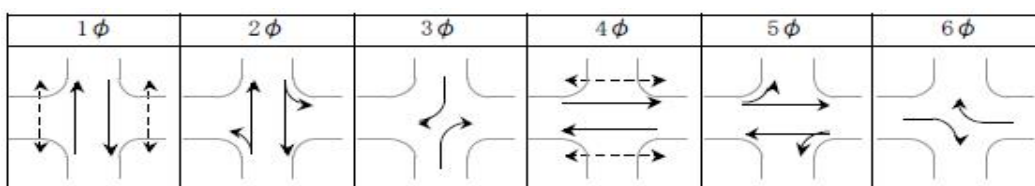


2 歩行者専用現示方式

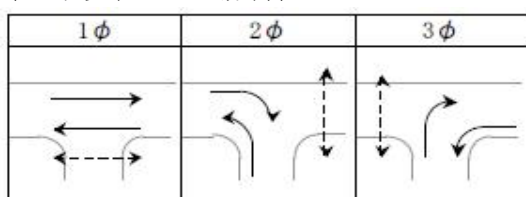


3 右左折車両分離方式

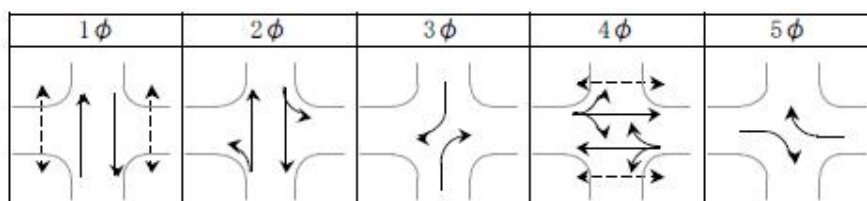
(1) 全横断歩道



(T字交差点の場合)

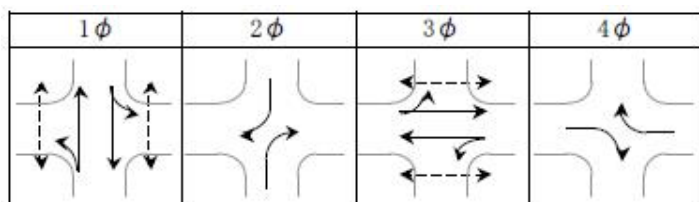


(2) 一部横断歩道



4 右折車両分離方式

(1) 全横断歩道



(2) 一部横断歩道

